全国市町村職員共済組合連合会資金運用委員会の議事録の作成及び 公表に関する要領

(平成23年1月13日制定)

## 第1 目 的

この要領は、全国市町村職員共済組合連合会資金運用委員会設置要綱第9 に基づき、委員会等の議事録(以下「議事録」という。)の作成及び公表に関 して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 議事録の作成

- 1 議事録は、発言者名を明記の上、原則として逐語で作成する。
- 2 不足している語句等については、発言者に確認の上、訂正、加筆を行うことができる。

## 第3 非公表情報の取扱い

- 1 議事録に非公表とすべき情報(以下「非公表情報」という。)が含まれる場合には、非公表情報を除いた議事録を公表するものとし、非公表情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条の規定の例による。
- 2 前項の規定により非公表情報を除く場合には、非公表情報に相当する箇所 又は当該箇所を含む発言全体を削除する方法により行う。

## 第4 議事録の確認

議事録は、委員会等の確認を得るものとする。

### 第5 公表時期

議事録は、各委員会等の開催日から7年経過した日以後に1年度分毎に取りまとめて、年度に1回公表する。

### 第6 公表方法

公表は、連合会のウェブ・サイトに掲載することにより行う。

# 第7 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 記(平成23年1月13日)

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に開催する委員会等から適用する。